令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち

荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）公募要領

第１　総則

　　　令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業（以下「本事業」という。）（再生農地作付促進対策）（以下「本対策」という。）に係る公募について、令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「公募要領」という。）に定めるところとする。

第２　応募主体

　　　市町村

第３　事業実施主体

令和５年度及び令和６年度にかんしょの生産拡大意向のある農業者及び農業者団体並びに新規でかんしょの栽培を希望する者（ただし、販売を目的としてかんしょを栽培する者に限る）であり、本事業の荒廃農地等再生対策を活用し１ha以上荒廃農地等を再生する者。

第４　事業内容

かんしょ生産に寄与する機械導入に関して、補助率は1/3以内、１つの事業実施主　体に2,000千円を上限とし、補助金を交付する。

第５　申請書類の提出方法等

　　　応募主体は、１に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）及びそのデータを、所管する農林事務所あて提出するものとする。

　１　提出書類

　　（１）応募申請書（様式第1号）

　　（２）応募申請内容に係る根拠資料

　　（３）その他、県が提出を求めたもの

　２　提出期限

　　　第１回　～令和５年7月14日（金）午後５時（必着）

　　　第２回　～令和５年９月29日（金）午後５時（必着）

※第１回の応募状況によって、第２回公募を実施しない場合もございます。

　３　問合せ及び提出先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農林事務所等 | 所管市町村 | 連絡先 |
| 県北農林事務所企画調整課 | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町 | 0294-80-3301 |
| 県央農林事務所企画調整課 | 水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 | 029-221-3017 |
| 鹿行農林事務所企画調整課 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 | 0291-33-6285 |
| 県南農林事務所企画調整課 | 土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 | 029-822-7083 |
| 県西農林事務所農業振興課 | 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 | 0296-24-9174 |
| 産地振興課露地野菜グループ |  | 029-301-3950 |

　　　※ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前８時30分から、午後５時15分まで（正午から午後１時までを除く。）の間、受け付けるものとする。

　４　申請書類の提出にあたっての留意事項

　　（１）提出期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合には、審査対象とならないので、公募要領・交付等要項を熟読の上、不備等のないように作成すること。

　　（２）申請書類の差替えは、原則として不可とする。

第６　申請の採択

　１　審査の方法

県は、応募主体から提出された申請書類について、交付等要項別記２第６に定める採択要件への適合性及び実施計画の妥当性を審査し、採択するものとする。

　２　審査結果の通知

　　　県は、審査終了後速やかに、応募主体に対して様式第２号により通知するものとする。

様式第１号（第４の１関係）

番　　　号

年　月　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

市町村長名

令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち

荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）応募申請書の

提出について

令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）公募要領に基づき、関係書類を添えて、応募申請書を提出します。

（別紙）事業実施主体ごとに作成すること

１　事業実施主体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 代表者 |  |
| 住　所 |  |

２　事業の目的

３　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 事業の内容（規格・規模等） | 事業量（台） | 補助率 | 事業費 | 負　　　担　　　区　　　分 | 備考 |
| 県補助金 | 市町村費 | その他 |
|  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

注）１　事業の内容の欄には、導入する機械（例えば防除機、管理機）等を記載する。

　　２　事業量の欄は、機械の台数等を記入する。

　　３　事業費は、事業毎に消費税額まで含んだ金額を記入する。

　　４　備考欄には、事業毎に消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円、うち県費○○○円」と記入する。

　　５　変更承認申請の場合には、１「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えること。

４　令和５年度　荒廃農地等再生対策の活用面積（採択要件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画承認通知番号（承認後の場合） | 計画承認日（または申請日） | 申請先市町村 | 計画承認（申請中）再生農地面積 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |

※令和５年度　荒廃農地等再生対策において計画承認されている場合、計画承認通知に記載されている番号（産振第○○号）と計画承認日を記載すること。

※承認申請中の計画がある場合もしくは、本申請と同時に荒廃農地等再生対策の計画承認申請を提出する場合、通知番号欄に「申請中」と記載し、計画承認日に申請日を記載すること。

５　成果目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和８年度作付目標面積 | 令和４年度作付面積 | 増加面積 | 令和５年度計画承認再生農地面積 |
| A（成果目標） | B | C(A-B) | D |
|  |  |  |  |

※令和５年度計画承認再生農地面積(D欄)には、３　令和５年度　荒廃農地等再生対策の活用面積（採択要件）の計画承認（申請中）再生農地面積の計を記載するものとする。

※増加面積(C欄)が、令和５年度計画承認再生農地面積(D欄)よりも大きいことを確認すること。

６　機械の利用計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入機械 | 受益面積 | 作業内容 | 1日当たり利用計画 | 利用期間 | 稼動日数 |
| 作業時間 | 作業面積（量） |
|  |  |  |  |  |  |  |

※導入する機械を活用する面積を「受益面積」とする。1日当たりの利用計画は、選果機、洗浄機等、作業効率を重量で計る機械は重量で表記すること。

※導入する機械ごとに表を作成すること（同一の目的に使用されるトラクター、アタッチメント等は１つの表で可）。

※茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める機械については、利用下限面積を上回ることを目安とする（算出においては既存機械も考慮すること）。

７　添付書類

　　・機械・施設等の規模決定根拠

　　・見積書（交付等要項別記２第12に留意すること。）

　　・カタログ

　　・機械の管理運営規定

　　・その他必要と認められるもの

様式第２号（第５の２関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長等　殿

茨城県知事　大井川　和彦

令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち

荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）公募に係る

採択（不採択）通知書

令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった、令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）、令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業（再生農地作付促進対策）公募要領第５に基づき、下記のとおり採択（不採択）とすることに決定したので通知いたします。

　採択された応募主体におかれましては、公募申請書に記載の事業実施主体に対して、令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業交付等要項別記２第７に基づく事業実施計画書の作成手続きを進めていただくよう通知願います。

　また、事業実施計画書の県への提出期限については、令和　年　月　日と定めたのでご了知願います。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募主体 | 事業実施主体 | 補助金採択額 |
|  |  |  |